

技術集積活用型産業再生特区

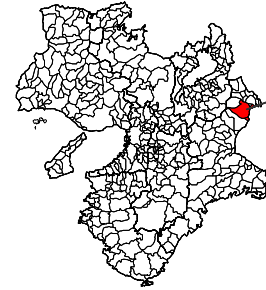
都道府県名：

三重県

四日市市を含む3市町

申請主体名：

三重県
四日市市
四日市港管理組合



区域の範囲：

四日市市、川越町及び楠町の全域

特区の概要：

三重県北部臨海地域の石油精製・石油化学産業は大きな構造転換が求められているが、今まで蓄積してきた技術、人材、インフラ等の集積や近接する電気・電子・自動車産業などが存在する強みを活かし、高付加価値型や次世代産業への展開を加速し、国際競争力のある産業集積地としての再生を果たす。

適用される規制の特例措置：

- ・石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和
- ・臨時開庁手数料の軽減
- ・税関の執務時間外における通関体制の整備
- ・家庭用燃料電池の一般用電気工作物へ位置付け等

- 三重県技術集積活用型産業再生特区 -

